最終更新日：2017年3月10日

株式会社 ホテル、ニューグランド
代表取締役社長 濱田　賢治
問合せ先：総務人事部
証券コード：9720

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と認識し、法令遵守はもとより、経営の透明性と公平性の確保及び効率的な経営を行い、社会的責任を果たすとともに、株主、顧客、取引先、債権者、従業員、さらには当社設立の歴史的経緯を踏まえ横浜市及び横浜市民等のステークホルダーとの間で、良き協力と円滑な関係を保ちつつ、健全な企業経営の維持、向上を目的としております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を、全て実施しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、東京証券取引所JASDAQ市場に上場しておりますが、公正かつ透明性の高い経営を実現するための当社の取組みをご理解いただくため、コーポレートガバナンス・コードにおいて特定の事項を開示すべきとする原則のうち以下の原則について、対応状況を開示いたします。

【原則４－８ 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上を両立させるため、2016年2月25日開催の第138回定時株主総会の決議により監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これにより、取締役会における独立社外取締役の比率は向上し、現在、当社の全取締役14名のうち、2分の1の7名が独立社外取締役です（取締役会における独立社外取締役の構成比率50.0％）。

独立社外取締役は、それぞれ地方行政、会社経営、金融及び会計・税務等の分野に精通しており、独立社外取締役が、見識・経験等の点で多様性に富む取締役会において、客観的立場から多面的に助言・提言を行うことにより、一般株主を含む各種ステークホルダーの期待に的確に応えうるコーポレートガバナンス体制の構築に資するものと考えております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準】

独立性を実質面において担保するため、東京証券取引所が規定する独立役員の要件に加え、次のとおり当社固有の独立性判断基準を定め、これらに基づき独立性を厳正に判断しております。

・独立性判断基準

当社の社外取締役が独立性を有していると判断される場合には、当該社外取締役が以下のいずれの基準にも該当してはならない。

(1)当社を主要な取引先とする者
(2)当社を主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
(3)当社の主要な取引先である者
(4)当社の主要な取引先である会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
(5)当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
(6)当社から一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
(7)当社の１０％以上の議決権を保有する株主又はその取締役等
(8)当社が１０％以上の議決権を保有する会社の取締役等
(9)当社から一定額を超える寄付又は助成をうけている者
(10)当社から一定額を超える寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
(11)当社の業務執行取締役、常勤監査等委員（常勤監査等委員を選定している場合に限る）が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
(12)上記(1)～(9)に過去３年間において該当していた者
(13)上記(1)～(9)に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
(14)当社の取締役、執行役員若しくは支配人その他の重要な使用人である者の配偶者又は二親等以内の親族

（注）１　上記(1)及び(2)において「当社を主要な取引先とする者（又は会社）」とは、「直近事業年度におけるその者（又は会社）の年間連結売上高の２％以上の支払いを当社から受けた者（又は会社）」をいう。
（注）２　上記(3)及び(4)において、「当社の主要な取引先である者（又は会社）」とは「直近事業年度における当社の年間連結売上高の２％以上の支払いを当社に行っている者（又は会社）、直近事業年度末における当社の連結総資産の２％以上の額を当社に融資している者（又は会社）」をいう。
（注）３　上記(5)、(6)、(9)及び(10)において、「一定額」とは、「年間1,000万円」であることをいう。

【補充原則４－１１－２　取締役の兼任状況】

当社取締役の重要な兼職状況については、株主総会参考書類、事業報告、有価証券報告書等の開示書類において毎年開示しております。監査等委員である取締役を含む全取締役は、その役割、責務を適切に果たすための時間、労力を確保できる状況であると考えております。

### 2．資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

### [大株主の状況] 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|---|---|
| 原　範行 | 86,220 | 7.36 |
| 株式会社フォーシスアンドカンパニー | 85,700 | 7.31 |
| 株式会社横浜銀行(常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社) | 57,072 | 4.87 |
| 清水建設株式会社 | 47,000 | 4.01 |
| 東日本旅客鉄道株式会社 | 43,800 | 3.73 |
| 野村　弘光 | 43,318 | 3.69 |
| 上野興産株式会社 | 34,031 | 2.90 |
| 麒麟麦酒株式会社 | 33,008 | 2.81 |
| セコム株式会社 | 32,000 | 2.73 |
| 株式会社髙島屋 | 29,000 | 2.47 |

| | |
|---|---|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

## 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 JASDAQ |
| 決算期 | 11 月 |
| 業種 | サービス業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 22 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 更新 | 14 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 7 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 7 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 上野　孝 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | ○ |
| 勝　治信 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | ○ |
| 岡崎　真雄 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | ○ |
| 波岡　滋 | 他の会社の出身者 | | | | | ○ | | | | | | |
| 奥津　勉 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | ○ |
| 佐々木　寛志 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | ○ |
| 清水　三省 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | ○ |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|---|

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 上野　孝 | | ○ | 上野トランステック株式会社代表取締役会長兼社長<br>横浜商工会議所会頭 | 上野　孝氏は、横浜商工会議所会頭及び経営に深く参画された経験に基づき幅広い識見を活かして、経営陣から独立した立場で客観的視点から助言・提言をいただくことで、当社経営全般の監督機能を更に強化できると判断したためであります。また、当社から独立的な立場にあることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。また、当社取締役会の任意の諮問機関である指名委員会及び報酬委員会の委員長を兼務しております。 |
| 勝　治信 | | ○ | 横浜エレベータ株式会社名誉会長<br>帝蚕倉庫株式会社取締役相談役 | 勝　治信氏は、地元横浜において、経営に深く参画された豊かな経験を活かして、経営陣から独立した立場で客観的視点から助言・提言をいただくことで、当社経営全般の監督機能を更に強化できると判断したためであります。また、当社から独立的な立場にあることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。 |
| 岡崎　真雄 | | ○ | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社顧問 | 岡崎真雄氏は、保険事業に精通し、かつ経営に関する豊かな経験を活かして、経営陣から独立した立場で客観的視点から助言・提言をいただくことで、当社経営全般の監督機能を更に強化できると判断したためであります。また、当社から独立的な立場にあることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。 |
| 波岡　滋 | | ○ | 清水建設株式会社専務執行役員技術担当、安全環境担当、ものづくり担当、CSR担当、新規事業推進担当 | 波岡　滋氏は、当社大株主及び当社建物の施工者である清水建設株式会社の専務執行役員としての立場に加え、会社経営を統括する充分な識見を有しており、経営陣から独立した立場で客観的視点から助言・提言をいただくことで、当社経営全般の監督機能を更に強化できると判断したためであります。また、当社から独立的な立場にあることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。 |
| 奥津　勉 | ○ | ○ | 公認会計士奥津勉事務所所長<br>税理士奥津勉事務所所長<br>株式会社ハイマックス非常勤監査役 | 奥津　勉氏は、公認会計士及び税理士として培ってきた豊富な経験と知識を活かして、経営陣から独立した立場で客観的視点から助言・提言をいただくことで、当社の経営に対する監査・監督機能を更に強化できると判断したためであります。また、当社から独立的な立場にあることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。また、監査等委員会委員長であります。 |
| 佐々木　寛志 | ○ | ○ | 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会顧問<br>金港青果株式会社非常勤監査役 | 佐々木寛志氏は、当社建物・敷地の一部賃貸人である横浜市の元副市長として、横浜市の観光事業に精通し、幅広い識見を活かして、経営陣から独立した立場で客観的視点から助言・提言をいただくことで、当社の経営に対する監査・監督機能を更に強化できると判断したためであります。また、当社から独立的な立場にあることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。 |
| 清水　三省 | ○ | ○ | 株式会社神奈川銀行特別顧問 | 清水三省氏は、金融事業の経営に深く参画された経験に基づき幅広い識見を活かして、経営陣から独立した立場で客観的視点から助言・提言をいただくことで、当社の経営に対する監査・監督機能を更に強化できると判断したためであります。また、当社から独立的な立場にあることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。 |

**【監査等委員会】**

### 委員構成及び議長の属性

| | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 委員長（議長） |
|---|---|---|---|---|---|
| 監査等委員会 | 5 | 0 | 2 | 3 | 社外取締役 |

| | |
|---|---|
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 | あり |

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会室を設け、兼務の使用人を置き監査等委員の職務の補助をすることとしております。監査等委員会室員は、監査等委員会の監査の実施時は取締役の指揮下から監査等委員会の直接指揮下に移り監査等委員会の監査の職務を行います。監査等委員の職務を補助すべき使用人の人事については、担当取締役は監査等委員と意見交換を行い、監査の職務の補助をすべき使用人の職務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に努めます。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の内部監査機能を担う独立部門として、内部統制室、コンプライアンス推進室を設けており、内部統制の運用状況の調査に併せて、社内各部門において適正な業務が遂行されている旨の確認や問題点の改善指摘を実施しております。監査等委員は、定期的に内部統制室、コンプライアンス推進室からは内部監査の実施状況および財務報告に係る内部統制実施状況の評価結果を、会計監査人からは会計状況に関する報告を受け、内部統制室、コンプライアンス推進室及び会計監査人との適切な意思疎通並びに効果的な監査業務の遂行を図ることとしております。
監査等委員会委員長は、重要な会議に出席し、重要な事項については、監査法人と緊密な連携を図り、実効性のある監査に努めております。

## 【任意の委員会】

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | あり |

### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

| | 委員会の名称 | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 社外有識者（名） | その他（名） | 委員長（議長） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名委員会 | 6 | 0 | 2 | 4 | 0 | 0 | 社外取締役 |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 報酬委員会 | 6 | 0 | 2 | 4 | 0 | 0 | 社外取締役 |

### 補足説明

当社は、取締役会の諮問機関として任意の指名委員会及び報酬委員会を設置しております。各委員会の構成員の過半数は社外取締役とし、委員長は社外取締役とすることにより、各委員会の独立性を担保しております。
指名委員会では、取締役会の構成、取締役候補者の選定理由等について、報酬委員会では、当該事業年度に係る報酬制度及び報酬水準等について審議を行い、社外取締役である委員から助言、提言を得ることとしております。

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 7 名 |

### その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役をすべて独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |

### 該当項目に関する補足説明

現在、検討中であります。

| ストックオプションの付与対象者 | |
|---|---|

該当項目に関する補足説明

―――

## 【取締役報酬関係】

| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|---|---|

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書、事業報告において、取締役(監査等委員を除く。)(社外取締役を除く。)、取締役(監査等委員)(社外取締役を除く。)、監査役(社外監査役を除く。)、社外取締役それぞれの報酬の総額を開示しております。2016年11月期における取締役の報酬額は、取締役(監査等委員を除く)(社外取締役を除く。)6名に対して109,141千円、取締役(監査等委員)(社外取締役を除く。)2名に対して1,040千円、監査役(社外監査役を除く。)1名に対して2,550千円、社外取締役7名に対して8,240千円 であります。
また、上記のほか、当事業年度における役員退職慰労引当金戻入額が27,769千円あり、この戻入額は役員退職慰労金支給規程の改訂等によるものであります。

| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|---|---|

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く)、監査等委員である取締役の報酬については、それぞれ株主総会の決議を経て報酬限度額を決定しております。
取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬については、会社の規模、業績を考慮して取締役会の諮問機関である報酬委員会が報酬制度、報酬水準等について審議を行い、取締役会が報酬委員会の答申を受け、報酬限度額の範囲内で決定しております。
また、監査等委員である取締役の報酬については、会社の規模等を考慮して、報酬限度額の範囲内で監査等委員会の協議で決定しております。

## 【社外取締役のサポート体制】

取締役会の開催に際して、必要な場合に社外取締役に資料を配布し、実効的な議論を行う仕組みとしております。

## 2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会、監査等委員会を設置し、取締役(監査等委員である取締役を除く)9名、監査等委員である取締役5名を選任しております。当社の各機関等の概要は以下のとおりです。

1.取締役会
取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)9名、監査等委員である取締役5名の合計14名で構成されております。このうち7名は独立社外取締役であり、取締役会における独立社外取締役の比率を高め、取締役会の監督機能の強化を図っております。取締役会は、定例の取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定いたします。

2.監査等委員会
監査等委員会は、監査等委員である取締役5名(うち、社外取締役3名)で構成されております。監査等委員会委員長は、重要な会議に出席し、必要に応じて、他の監査等委員と情報を共有することとし、監査等委員会として取締役の職務執行を実効的かつ効率的に監査できる体制を構築しております。また、監査等委員会は、会計監査人より、定期的に監査結果の報告、その他重要事項の報告を受けることとしております。監査等委員会は、定例の監査等委員会のほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、法令で定められた事項や取締役の職務執行の監査のために必要な事項を協議、決定いたします。

3.常務会
常務会は常勤の社内役付取締役により原則として週1回開催し、常務会規程に基づき取締役会への提案事項を決定し、重要な経営方針等を協議しております。

4.常勤役員会
常勤役員会は常勤の取締役及び執行役員により原則として週1回開催し、各部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な対策を検討することとしております。

5.内部監査
当社の内部監査機能を担う独立部門として、内部統制室、コンプライアンス推進室を設けており、内部統制の運用状況の調査に併せて、社内各部門において適正な業務が遂行されている旨の確認や問題点の改善指摘を実施しております。内部監査の実施状況は、取締役ならびに監査等委員である取締役に報告され業務改善に努めております。

6．会計監査人

当社は、会計監査人として、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。また、同有限責任監査法人及び、当社監査に従事する業務執行役員と当社の間には、特別な利害関係はありません。なお、当社監査業務を執行した公認会計士の氏名、会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

新日本有限責任監査法人

監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員　業務執行社員：種村　隆氏、片桐　春美氏

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士　5名　その他　6名

(注) 業務を執行した公認会計士の継続監査年数は、7年を超えておりませんので記載をしておりません。

なお、当社は平成29年2月23日開催の第139期定時株主総会において、新日本有限責任監査法人に代えて、新たに有限責任 あずさ監査法人を会計監査人に選任しました。

7．責任限定契約

当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）の上野　孝、勝　治信、岡崎真雄、波岡　滋の4氏、および監査等委員である取締役の奥津　勉、佐々木寛志、清水三省の3氏との間で、それぞれ会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額としております。

## 3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、設立以来、横浜市および横浜市民との密接な協力関係を維持しており、今後、創業１００年、２００年を見据えた中長期の企業価値の向上およびホテル事業の発展創造のためには、株主ならびに横浜市および横浜市民を初めとする国内外のステークホルダーの期待により的確に応えうるガバナンス体制の構築が必要と考えております。取締役会の議決権を有する社外取締役等で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担う体制に移行することにより、各ステークホルダーの立場を踏まえた、公正かつ透明性の高い経営の実現を目指すものであります。

また、監査等委員会設置会社の移行を契機として、指名、報酬の決定プロセスの独立性、客観性を確保するため、取締役会の下に、独立社外取締役を主な構成員とする指名委員会、報酬委員会を設置し、コーポレートガバナンスの更なる強化に努めております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

### 2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 年4回（前事業年度実績）開催しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | IR資料等を当社ホームページにおいて閲覧できるようにしております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 担当部署　経理部<br>担当役員　常務取締役　里見　辰彦<br>事務連絡責任者　取締役経理部長　岸　晴記 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施 | 環境配慮に優れた宿泊施設が評価されるエコマークホテルの認定を取得 |
| その他 | 取引先企業との懇親会を年1回開催<br>株主総会終了後に会社説明会を開催 |

# Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会規則等諸規程を制定し、職務分掌による権限に基づいて業務運営を行っております。

・コンプライアンス規程によりコンプライアンスの基本事項を定め、その運用について、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長直轄のコンプライアンス委員会、コンプライアンス推進室を設置し、コンプライアンス委員会、コンプライアンス推進会議を定例開催し、各種リスク情報の共有化及び諸問題解決のための討議を行い、使用人とともに法令遵守体制の整備及び推進に努めております。

・社内における法令違反行為等に対して適切な処理を行うため、公益通報者保護法に基づいた内部通報制度規程を定め、外部専門家である弁護士を受付窓口とし、公正性、透明性を高め実効性のある内部通報制度とし、コンプライアンス経営の強化に努めております。

・内部統制室、コンプライアンス推進室による内部監査体制を構築するとともに、内部統制システムを構築し、法令及び定款の遵守の有効性について監査等委員会室を主管部署とし監査を行っております。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要がある時には速やかにその対策を講じております。なお、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る基本方針書を定めております。

・社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力とは一切の関係を持たず、全社挙げて毅然たる態度で対応します。また、ホテル利用規則にもその旨明記し、ホテル館内にも掲示するとともに、定期的に外部専門家を招き、反社会的勢力へのその対応等について社員研修を実施しております。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その重要度に応じて保存期間及び保存方法を定め、適切に管理しております。

・所管部署は、取締役及び監査等委員会から文書閲覧を求められた際には、速やかに対応することとしております。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・ホテルマネジメントに伴うリスクについて、リスク管理規程により、リスクに関する基本事項を定め、その運用について社長直轄のリスク管理委員会を設置しております。

・役員、管理職である使用人をリスク管理委員とした委員会を毎月定例開催し、反社会的勢力・食品安全衛生・防災・防犯・個人情報保護等のあらゆるリスクに対応することとしております。また、各リスクの発生と被害の防止、軽減を図るため適宜研修等を実施しております。

・プライバシーポリシー及び情報セキュリティ機器管理規程を定め、電子情報を含めすべての個人・顧客情報を安全に管理するための社内体制　を構築しております。

・大規模災害発生時の緊急対策本部の立上げ、自衛消防活動、お客様・役員・使用人の安全への誘導等、平日・休日・夜間を想定し、緊急時対応のマニュアルを策定し定期的な訓練を実施しております。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役の職務については、取締役会で決定された職務分掌により、その経営方針に従い、適切かつ効率的に執行するものとし、取締役会は取締役の業務執行を監督するものとしております。

・法令・定款・諸規程に則り取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催します。なお、常務会を原則週1回開催し常務会規程に基づき取締役会への提案事項、重要な経営方針等を協議、決定、また、常勤役員会を原則週1回開催し、各部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な対策を検討することとしております。

・会計監査人の代表取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画については、監査等委員会が事前に報告を受領することとしております。

(e) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会室を設け、兼務の使用人を置き監査等委員の職務の補助をすることとしております。

・監査等委員会室員は、監査等委員会の監査の実施時は取締役の指揮下から監査等委員会の直接指揮下に移り監査等委員会の監査の職務を行います。

・監査等委員の職務を補助すべき使用人の人事については、担当取締役は監査等委員と意見交換を行い、監査の職務の補助をすべき使用人の職務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に努めます。

(f) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

・取締役及び使用人は、当社の業務に与える重要な事項について監査等委員会に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、不正行為の事実、又は、当社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとします。なお、前記にかかわらず、監査等委員は必要に応じて、取締役及び使用人に対して、その説明を求めることができるものとします。また、内部通報制度による通報の状況についても監査等委員会に報告します。

(g) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

・監査等委員会へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をすべての取締役及び使用人に周知徹底します。また、内部通報制度の通報者に対しても、内部通報制度規程に明記し保護することとしております。

(h) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・当社は、監査等委員の職務の執行のために、費用の前払等の請求を受けた時は、当該職務の執行のために必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(i) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行うとともに、コンプライアンス委員会、常務会、常勤役員会等の重要な会議に出席し、意見を述べることができ、また、必要に応じて専門家（公認会計士・弁護士等）と意思疎通を図るものとしております。

・監査等委員会は定期的に内部統制室から財務報告に係る内部統制実施状況の評価結果を、会計監査人からは会計状況に関する報告を受け、内部統制室及び会計監査人との適切な意思疎通並びに効果的な監査業務の遂行を図ることとしております。

・取締役及び使用人は監査等委員会の監査に必要な重要書類の閲覧、調査、取締役及び使用人との意見交換等、監査等委員会の監査が円滑に行われるよう協力します。

## 2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力とは一切の関係を持たず、全社を挙げて毅然たる態度で対応します。

# Vその他

## 1．買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

### 該当項目に関する補足説明

―――

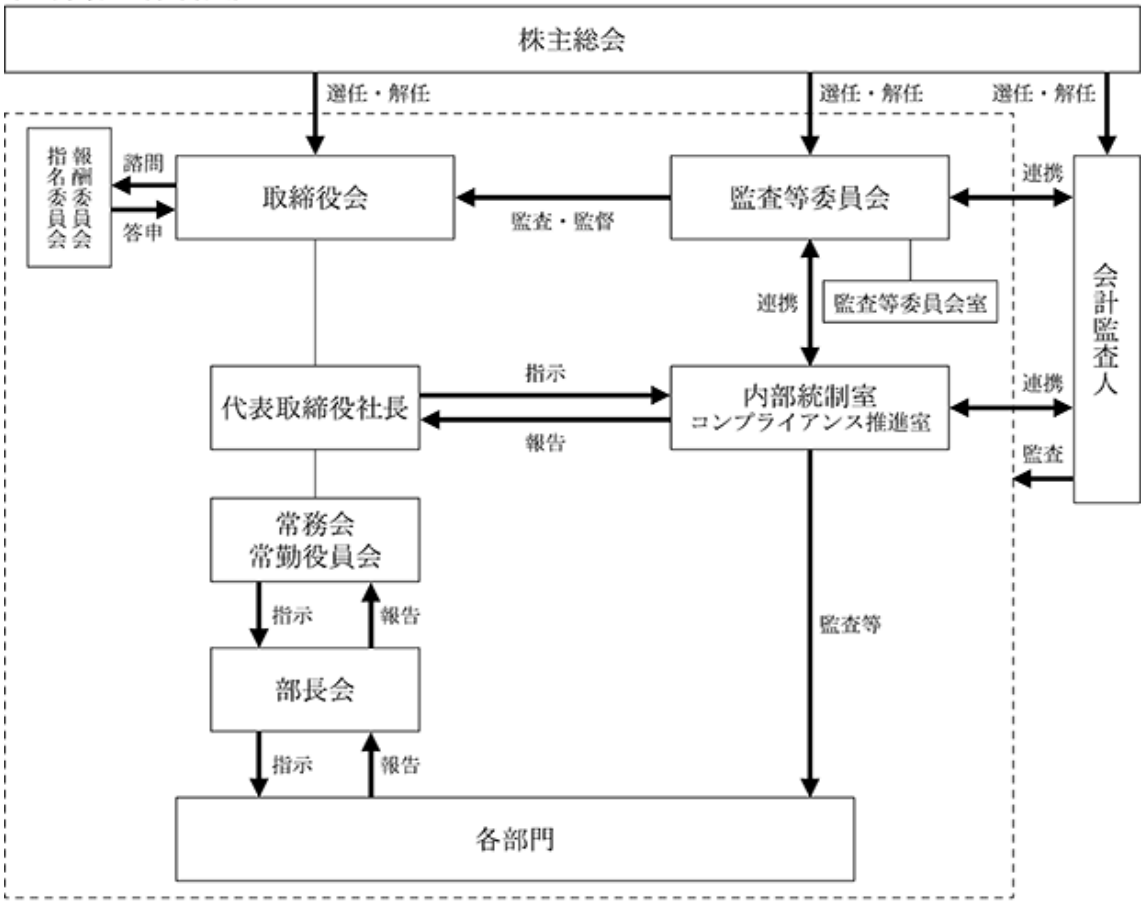
## 2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について
1.会社情報の適時開示に係る基本方針
　当社は、金融商品取引法等の関連法令および株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則等に基づき、適時･適正な情報開示を行っていく方針であります。また、法令等に定めがなくとも株主および投資家の投資判断に影響を及ぼすと判断した情報につきましては、積極的かつ公平に情報開示を行っております。
2.会社情報の適時開示に係る社内体制の状況
　当社は、リスク管理部門統括担当役員が情報開示担当役員として、会社情報を統括管理いたします。当社で発生した事実は、当該部署の責任者から速やかに情報開示担当役員に報告され、関係部署と適時開示要否を慎重に検討するとともに、当該内容を代表取締役社長に報告の上、開示が必要と判断した時には直ちに適時開示を行います。また、決定事実及び決算に関する情報については、取締役会の決議後速やかに当該内容を適時開示します。

当社の機関、内部統制システムの関係は次のとおりであります。

# 内部統制システム

（内部管理体制図）




（リスク管理体制図）

